

林業土木現場技術業務委託の導入（試行）について

1 概要

これまでに整備された森林資源を活かし林業をさらに発展させることと、災害に強い健全な森づくりを進めるためには、林道及び治山工事を継続して実施する必要があります。

このため、新潟県林業土木工事における現場技術業務（設計積算業務、地元協議調整業務、工事監督業務、設計変更業務等）のうち、工事監督業務及び設計変更業務の一部について、令和5年度から外部委託を試行し、工事の効率的な施工及び完成を図ることとします。

2 林業土木現場技術業務委託とは

- (1) 林業土木工事監督要領、同監督技術基準に定める主任監督が行う監督業務のうち、「立会」、「把握」、「確認」の各業務及び設計変更等に関する調査、資料等の作成業務
- (2) 具体的には、工事目的物の寸法や位置、使用する材料の材質等についての適否の確認や監督員への報告、工事受注者から提出される資料と現場状況の照合及び設計変更のための簡易な測量、図面及び数量計算等の作成となります。
- (3) 委託対象工事及び委託先の選定等
 - ・委託対象とする工事は、令和5年度以降に施工する県営林業土木工事（治山工事・林道工事）のうち、一定の工事規模以上の箇所とします。ただし、特殊な工事や高度な判断・調整を必要とする工事箇所は対象外とします。
 - ・現場技術業務の委託先は、現場技術業務を確実に遂行できる管理技術者等の職員を有する建設コンサルタント等とします。（技術者の要件は、標準仕様書別表に記載）



4 その他

現在林業で取り組みを進めている「遠隔臨場」と一体的に推進することで、今後の監督業務の負荷軽減及び工事進捗の管理、品質の確保を図ることとします。